

がっこうせいかつ まも 学校生活で守るべきこと

1、いじめ・暴力行為、生徒同士及び教員への暴言を発してはいけない。

どんな生徒でも安心して学校生活を送ることが第一条件です。

対先生はもちろん生徒同士でも暴力・暴言は認めません。厳しい指導を行います。

日常生活上だけでなく、SNSなどのいじめについても同様の指導を行います。

2、学校での飲酒や、飲酒して登校してはいけない。

飲酒が見つかった場合授業は受けられません。直ちに下校し指導を受けることになります。

3、学校内・学校近辺で、喫煙してはいけない。

成年・未成年を問わず、生徒は校内および学校近辺で喫煙してはいけません。喫煙が見つかった場合は、保護者に学校に来てもらい、校長先生から注意を受けた後、謹慎及び特別指導を受けなければなりません。明らかに喫煙とみなされる場合も、喫煙の場合と同様に指導を受けることになります。

タバコ、喫煙具等を学校に持ってきてはいけません。持ってきた場合は学校で預かり、指導を受けることになります。

4、授業を大切に、先生の指導にはきちんと従う。

授業の妨害や、先生の注意に従わない場合には、指導を行います。生徒一人ひとりが、そしてクラス全体が落ち着いて授業に取り組むために次のことを守ってください。

- (1) 出席の確認が終わって授業が始まる時には、指定された席に着席する。
- (2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし鞆にしまい、手を触れない。
- (3) ガムやジュース等の飲食はしない。机の上にも飲食物は置かない。
- (4) 漫画・雑誌等の授業に関係のないものはしまう。
- (5) ヘッドホン・イヤホン等は外す。
- (6) 休み時間中に手洗いを済ませ、次の授業を受ける準備をする。

5、学校内の施設や公共物を大切にする。

学校がっこうの施設しせつや公共物こうきょうぶつは皆みなで使うつかものなので、壊こわさないように注意ちゅういしてください。

故意こいに壊こわした場合は弁償ばあいし、指導べんしょうを受けるしどうことになります。

6、上履きを必ず使用する。

校舎内こうしゃないでは指定していされた上履うわばきを必ずかなら使用するしょうください。体育館履たいいくかんばきを上履うわばきとして使用するしょう

ことも禁止きんしです。下履したばき・体育館履たいいくかんばのまま授業じゆぎょうを受けるうことはできません。忘れた場合はわす

職員室しょくいんしつでスリッパかを借げり、下校時げこうじに返却へんきゃくしてください。上履うわばきには姓名せいめいを明記めいきすること。

7、自転車通学についてとオートバイ・車くるまの通学つうがくの禁止きんしについて

- (1) 無許可むきよかでのオートバイじどうしゃや自動車つうがくでの通学きんしは禁止つうがくです。通学こうがいがくしゅうさきとは校外学ふく習先も含みます。また、友人等ゆうじんとうが運転うんでんするオートバイじどうしゃや自動車どうじょうに同乗つうがくしての通学きんしも禁止きんしです。
- (2) 無許可むきよかでのオートバイじどうしゃや自動車つうがくによる通学がっこうしゅうへん（学校周こうがいがくしゅうさき辺や校外学の習先まで乗こういってくる行為ゆうじん、友人等ゆうじんの運転うんでんするオートバイくるまや車どうじょうへの同乗ふくも含む）は、安全教育あんぜんきょういくの観点かんてんから指導しどうを行います。おこな
- (3) 自転車じてんしゃは指定していされた置き場所おを守り、自転車おの保険ほけんに加入かにゆうしましょう。
- (4) 自転車じてんしゃに乗のる際はヘルメットさいを着用ちゃくようしましょう。
- (5) ルールまもを守れない場合は、指導ばあいを行うしどうことがあります。おこな
- (6) 正規就業者せいぎしゅうぎょうしゃが仕事上しごとじょうで止むを得ない場合のみ、原動機付き自転車え（50cc以下げんどうきつ）のみ許可じてんしゃすることがあります。アルバイトの場合は就業時間いを雇用先かに調節きよかしてもらいましょう。さうせつ
- (7) スケートボードやその他のキックボードなど自転車た以外の用具じてんしゃいがいを使用ようぐしての通学しょうは、安全上つうがくの配慮あんぜんじょうや道路交通法はいりよ遵守どうろこうつうほうじゆんしゆの観点かんてんから禁止きんしします。

8、危険ドラッグなどの薬物やくぶつを保持ほじしたり使用しようしたりしてはいけません。

薬物やくぶつ・有機溶剤ゆうきようざいの使用しようが心身しんしんに与える影響あたは大きく健康えいきょうを著しく阻害おおします。学校がっこうの

内外うちそとを問わず、危険ドラッグの保持きけん・使用ほじの事実しじつが明らかあきになった場合は、退学ばあいを含む指導たいがく

おこなを行います。

9、盗難防止に注意ちゅういすること。

- (1) 生徒は各自の所持品に細心の注意をすること。
- (2) 所持品には記名をしてください。
- (3) 他人の忘れ物を発見した生徒は、必ず先生に届けること。
- (4) 貴重品は常時身に付けておくこと。

10、ロッカーには鍵をかけて自己管理をする。

- (1) 自分のロッカーには鍵をかけて自己管理をする。
- (2) 他人のロッカーは勝手に開けてはいけません。特に全日制のロッカーを開けた場合には、中のも
のを取り出そうとする行為と判断され、指導を受けることとなります。

11、授業中における学校外への外出禁止について。

登校してから下校時間までは、学校外への外出は禁止します。

12、政治的活動及び宗教的活動について。

生徒による政治的活動等は、次のとおり必要かつ合理的な範囲内で制約を受けます。

①校内において

(1) 授業、生徒会活動、部活動等

生徒がその本来の目的を逸脱し教育活動の場を利用して、選挙活動や政治的活動・布教活動を行
うことは禁止します。

(2) 放課後、休日等

施設の管理上の支障、他の生徒の学習への支障、その他教育を円滑に実施する上での支障が
あることから制限又は禁止します。

②校外において

(1) 放課後、休日等

- 違法なもの、暴力的なもの
- 熱中しての学業や生活への支障
- 学校教育の円滑な実施への支障等、支障の状況に応じ、制限又は禁止します。
- 違法もしくは暴力的になるおそれのあるもの
- 他の生徒の学業や生活への支障